

第6章 計画段階環境配慮書についての環境大臣の意見、関係  
地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに  
事業者の見解



## 第6章 計画段階環境配慮書についての環境大臣の意見、関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解

### 6.1 計画段階環境配慮書についての環境大臣の意見及び事業者の見解

#### 6.1.1 計画段階環境配慮書について述べられた環境大臣の意見

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づく、平成29年3月1日に環境大臣へ送付した「フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る計画段階環境配慮書」(以下「配慮書」という。)についての環境大臣の意見は次のとおりである。

環廃企発第1705164号

平成29年5月16日

大阪湾広域臨海環境整備センター  
理事長 荒木 一聰 様

環境大臣 山本 公一



フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業  
計画段階環境配慮書に対する意見について

環境影響評価法第3条の4第1項の規定に基づき送付された標記計

画段階環境配慮書について、同法第3条の6の規定に基づき、別紙のと  
おり意見を述べる。

## フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る 計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）（以下「センター法」という。）に基づき、廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、広域処理場整備対象港湾である大阪港、堺泉北港、神戸港及び尼崎西宮芦屋港において廃棄物の処分と港湾の整備を行う大阪湾フェニックス事業の一環として、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「事業者」という。）が兵庫県神戸市地先の神戸港に面積約75haの廃棄物最終処分場を設置するものである。

本事業により埋め立てられることが想定されている近畿圏内の広域処理対象区域において生じる廃棄物は、府県の区域を超えた処理が適当とされており、対象区域の地方公共団体等の排出者からの委託に基づき、本事業者が最終処分を行っている。

本事業を実施する神戸港を含むこれら広域処理場整備対象港湾が存する海域は、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」(答申) (昭和49年5月9日瀬環審第12号:以下「埋立の基本方針」という。)に沿って埋立てを厳に抑制すべきとされている海域であり、埋立てについて環境保全上特別な配慮が必要である瀬戸内海に位置し、かつ、事業実施想定区域及びその周辺において、水質のCOD、全りんに関する環境基準値を上回る地点が現に存在していることから、本事業による埋立て及び排水等により潮流・水質・生態系等への影響が懸念される。

また、埋立の基本方針に加えて、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第3条に基づく瀬戸内海環境保全基本計画（平成27年2月27日全部変更閣議決定）においては、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るものとされており、対象区域の地方公共団体で組織する大阪湾広域処理整備促進協議会（以下「促進協」という。）においては減量化目標を定めるなどの取組みが行われてきたが、現状では、促進協における廃棄物の減量化目標が平成28年度以降定められていない。さらに、広域処理対象区域を含む2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）における一般廃棄物のリサイクル率は全国平均よりも低く、一人当たりの一般廃棄物の最終処分量では全国平均を上回っている。よって、廃棄物の適正処理を確保しつつ、安易な最終処分を避け、今後の埋立てを必要最小限にして瀬戸内海の環境を保全するためには、本事業者による環境配慮はもとより、促進協を構成する地方公共団体等の排出者が、政府が定める瀬戸内海環境保全基本計画や廃棄物処理基本方針（平成28年1月21日策定）等を踏まえ、廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の減量化等の計画的な推進と着実なPDCAを実施することが重要である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。

## 1. 総論

### (1) 累積的影響

事業実施想定区域の東側に2期神戸沖埋立処分場が位置しており、当該処分場における埋立てに伴う排水と、本事業の護岸工事に伴う水の濁りが同時期に発生することが想

定されるため、水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系への累積的な影響が懸念される。このため、2期神戸沖埋立処分場における排水状況を踏まえ、水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系への累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事計画を検討すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができること。

(3) 排出者との連携・協力等

瀬戸内海環境保全基本計画や廃棄物処理基本方針等の政府の方針も踏まえ、廃棄物の適正処理を確保しつつ、安易な最終処分を避けるために、広域処理対象区域において、更なる廃棄物の発生抑制やリサイクルの計画的な推進により、最終処分量の減量化が図られるよう、排出者との連携・協力等を最大限追求すること。

## 2. 各論

(1) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺において、水質のCOD、全りんに関する環境基準値を上回る地点が現に存在しているところ、本事業の実施に伴い、工事による水質汚濁の発生、埋立地の存在による潮流の変化、廃棄物最終処分場からの有害物質、SS、栄養塩類等を含む浸出液処理水の排出による貧酸素水塊の発生等、水環境への影響が懸念される。このため、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、環境影響を評価すること。また、その結果を踏まえて、工事中の濁水処理について所要の措置を講じるとともに、現行の2期神戸沖埋立処分場と同等以上の排水に係る管理目標値の設定及び排水処理の実施により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 動物、植物、生態系に対する影響

本事業の実施に伴い事業実施想定区域内では埋立てが行われ、事業実施想定区域周辺の海域では水環境の変化による動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、既存調査に加えて事業実施想定区域及びその周辺における動物、植物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえて、所要の措置を講じ、動物、植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

### 6.1.2 環境大臣の意見についての事業者の見解

配慮書についての環境大臣の意見及びこれに対する事業者の見解は、第 6.1-1 表に示すとおりである。

第 6.1-1 表(1) 配慮書について述べられた環境大臣の意見及び事業者の見解

環境大臣の意見	事業者の見解
<b>1 総論</b> (1) 累積的影響 <p>事業実施想定区域の東側に 2 期神戸沖埋立処分場が位置しており、当該処分場における埋立てに伴う排水と、本事業の護岸工事に伴う水の濁りが同時期に発生することが想定されるため、水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系への累積的な影響が懸念される。このため、2 期神戸沖埋立処分場における排水状況を踏まえ、水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系への累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事計画を検討すること。</p>	水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系に対する環境影響は、2 期神戸沖埋立処分場からの排水の状況を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて、工事計画を検討します。
(2) 環境保全措置の検討 <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができるようにすること。</p>	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、これらが困難な場合に代償措置を検討することとします。
(3) 排出者との連携・協力等 <p>瀬戸内海環境保全基本計画や廃棄物処理基本方針等の政府の方針も踏まえ、廃棄物の適正処理を確保しつつ、安易な最終処分を避けるために、広域処理対象区域において、更なる廃棄物の発生抑制やリサイクルの計画的な推進により、最終処分量の減量化が図られるよう、排出者との連携・協力等を最大限追求すること。</p>	広域処理対象区域において、更なる廃棄物の発生抑制やリサイクルの計画的な推進により、最終処分量の減量化が図られるよう、促進協における廃棄物の減量化・再利用に関する取組に積極的に協力するとともに、廃棄物の排出者に対し、最終処分量の減量化の重要性に係る効果的な広報活動等を実施するよう努めます。

第 6.1-1 表(2) 配慮書について述べられた環境大臣の意見及び事業者の見解

環境大臣の意見	事業者の見解
<p>2 各論</p> <p>(1) 水環境に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺において、水質の COD、全りんに関する環境基準値を上回る地点が現に存在しているところ、本事業の実施に伴い、工事による水質汚濁の発生、埋立地の存在による潮流の変化、廃棄物最終処分場からの有害物質、SS、栄養塩類等を含む浸出液処理水の排出による貧酸素水塊の発生等、水環境への影響が懸念される。このため、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、環境影響を評価すること。また、その結果を踏まえて、工事中の濁水処理について所要の措置を講じるとともに、現行の 2 期神戸沖埋立処分場と同等以上の排水に係る管理目標値の設定及び排水処理の実施により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	方法書段階以降の環境影響評価において、水環境に関する調査及び詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、予測・評価を実施し、その結果を踏まえて、工事中の濁水や浸出液処理水に対する所要の措置を講じます。また、排水処理の実施に当たっては、水環境への影響を回避又は極力低減するよう排水に係る管理目標値を適切に設定し、排水処理及び水質監視を行います。
<p>(2) 動物、植物、生態系に対する影響</p> <p>本事業の実施に伴い事業実施想定区域内では埋立てが行われ、事業実施想定区域周辺の海域では水環境の変化による動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、既存調査に加えて事業実施想定区域及びその周辺における動物、植物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえて、所要の措置を講じ、動物、植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。</p>	方法書段階以降の環境影響評価においては、既存調査に加えて対象事業実施区域及びその周辺における動物、植物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、動物、植物及び生態系への影響を回避又は極力低減するよう所要の措置を講じます。

## 6.2 計画段階環境配慮書についての兵庫県知事の意見及び事業者の見解

### 6.2.1 計画段階環境配慮書について述べられた兵庫県知事の意見

「最終処分場アセス省令」第14条第2項の規定に基づく、平成29年2月28日に兵庫県知事へ送付した配慮書についての兵庫県知事の意見は次のとおりである。

水大第1058号  
平成29年4月28日

大阪湾広域臨海環境整備センター  
理事長 荒木 一聰 様

兵庫県知事 井戸 敏三



大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）  
設置事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法第3条の7の規定により平成29年2月28日付けで貴センターから  
送付のあった標記の計画段階環境配慮書について、「廃棄物の最終処分場事業に係る  
環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための  
手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」  
第14条第2項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べる。

なお、一般及び他の関係する行政機関からの意見にも適切に対応されたい。

大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）  
設置事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見

標記事業の計画段階環境配慮書について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、大阪湾広域臨海環境整備センターが、現在埋立処分をしている2期神戸沖埋立処分場の西隣に、新たに埋立処分場所の面積70ha程度の一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場（海面埋立処分場）を建設する計画であり、公有水面埋立免許を取得している区域のうち陸上残土による埋立を計画していた未施工部分を廃棄物最終処分場としていることで、大阪湾圏域広域処理場整備事業の対象圏域の生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するとしている。

しかしながら、本事業は既設の廃棄物最終処分場（面積88ha）に隣接して大規模な廃棄物最終処分場を設置するものであり、瀬戸内海の大阪湾奥部に位置する海面を埋め立てることから、工事の実施及び施設の供用により、地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

のことから、事業計画の決定及び環境影響評価の実施にあたって、選定した計画段階配慮事項への配慮はもとより、以下の事項について留意した上で、環境への影響を回避・低減する必要がある。

### 1 全体的事項

(1) 平成27年10月2日に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第78号）が施行され、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）」とする基本理念が新設された。また、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画や瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画では、従来の水質保全等に加え「沿岸環境の保全・再生・創出」や「水質の管理」等に取り組むこととされている。

このため、事業計画の決定にあたり、湾奥部での大規模な海面埋立であることを踏まえ、選定した計画段階配慮事項以外の影響要因や環境要素も考慮するとともに、計画決定過程で配慮した結果が分かるよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。特に、新たに整備する護岸は、関連事業の進捗状況や将来計画の具体性を踏まえ、生物の生息・生育空間の創出など環境により配慮した構造とし、その検討経過及び結果を方法書に記載すること。

(2) 事業計画の決定にあたり、本事業では多量の廃棄物を取り扱い、搬入施設や揚陸施設での積み替え、運搬や埋立など多くの作業が行われることから、取り扱う廃棄物の性状及び管理体制等を明らかにするとともに、廃棄物の飛散流出防止対策を万全にすること。

(3) 環境影響評価の実施にあたっては、広域から搬入される廃棄物を処分する事業特性を十分に考慮し、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響を受ける範囲や環境影響評価項目を選定するとともに、適切な調査・予測及び評

価の実施並びに具体的な環境保全措置の検討を行うこと。

- (4) 環境影響評価の実施にあたり、隣接する既設の廃棄物最終処分場における埋立事業の状況を考慮し、影響が懸念される大気環境や水環境等の環境要素について、予測の前提条件を具体的に示すとともに、重複影響にも留意すること。
- (5) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評価指針（平成10年兵庫県告示第28号）も踏まえ、調査等の方法を選定すること。
- (6) 災害、事故による汚染物質の流出等により生活環境への悪影響が生じないよう災害対策等に配慮すること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

- ア 広域から運搬される廃棄物を搬入施設まで陸上輸送し、船舶へ積み替えて運搬し、最終処分を行うことから、搬入施設への車両の運行、搬入施設からの船舶の運航及び積み替え作業において、大気質、騒音、振動、粉じん及び悪臭の影響を検討し、環境に影響を及ぼす場合は環境影響評価を行うこと。
- イ 工事の実施にあたり、事業実施想定区域外に工事用資材の運搬等に用いる仮設工事用地などを設ける場合は、その用地における建設機械及び作業船の稼働や資材等の運搬に用いる車両の運行について、大気質、騒音及び振動の環境影響評価を行うこと。
- ウ 埋立・覆土用機械の稼働に伴う大気質及び騒音について、揚陸施設における機械の稼働も考慮するとともに、発生源対策に配慮した計画とすること。

### (2) 水環境

- ア 最終処分場の存在による水環境への影響について、潮流への影響が生じることから、事業実施想定区域周辺海域の最新の状況や計画を踏まえ、流向及び流速の変化による溶存酸素量を含めた周辺水質への影響を含め環境影響評価を行うこと。
- イ 浸出液処理水の排出に伴う水質への影響について、既設の廃棄物最終処分場での実績や周辺海域の状況等を総合的に考慮した上で、有害物質等を含む排水の諸元について方法書へ記載し、環境影響評価を行うこと。特に、栄養塩類については、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海環境保全基本計画及び瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画も踏まえ、排水の諸元及び環境影響評価方法の決定を行うこと。

### (3) 動物・植物・生態系

- ア 周辺海域に生息・生育する生物への影響について、貴重な生物種だけでなく、水産業において重要な魚種であるカタクチイワシ及びイカナゴ等の漁獲・採捕対象生物及びそれらの餌生物等の生息環境を含む生態系や育成環境への影響を含め、適切に環境影響評価を実施すること。
- イ 隣接する廃棄物最終処分場等の事業により新たな海岸や陸地が造成されており、事業実施想定区域周辺の現在の状況に適応した動植物が生息・生育していることを踏まえ、外来生物にも着目した環境影響評価を実施すること。

(4) 温室効果ガス等

工事の実施や処分場の供用に伴う二酸化炭素の排出について、建設機械や排水処理施設の稼働等による二酸化炭素排出量及びその削減方策を方法書に記載すること。

## 6.2.2 兵庫県知事の意見についての事業者の見解

配慮書についての兵庫県知事の意見及びこれに対する事業者の見解は、第 6.2-1 表に示すとおりである。

第 6.2-1 表(1) 配慮書について述べられた兵庫県知事の意見及び事業者の見解

兵庫県知事の意見	事業者の見解
<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 平成 27 年 10 月 2 日に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 78 号）が施行され、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に發揮された豊かな海（里海）」とする基本理念が新設された。また、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画や瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画では、従来の水質保全等に加え「沿岸環境の保全・再生・創出」や「水質の管理」等に取り組むこととされている。</p> <p>このため、事業計画の決定にあたり、湾奥部での大規模な海面埋立であることを踏まえ、選定した計画段階配慮事項以外の影響要因や環境要素も考慮するとともに、計画決定過程で配慮した結果が分かるよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。特に、新たに整備する護岸は、関連事業の進捗状況や将来計画の具体性を踏まえ、生物の生息・生育空間の創出など環境により配慮した構造とし、その検討経過及び結果を方法書に記載すること。</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画等の最新の法令・計画を踏まえ、周辺環境への総合的な影響についても考慮して事業計画を決定します。</p> <p>本事業は、第 8 章に記載のとおり既存の埋立計画の埋立用材を変更する事業であり、護岸構造は過去に環境影響評価を実施した上で取得された埋立免許を基本とします。</p> <p>方法書においては、既存の環境影響評価との関係を第 7 章にわかりやすく記載するとともに、実施する環境配慮事項を第 2 章に記載しています。</p>
<p>(2) 事業計画の決定にあたり、本事業では多量の廃棄物を取り扱い、搬入施設や揚陸施設での積み替え、運搬や埋立など多くの作業が行われることから、取り扱う廃棄物の性状及び管理体制等を明らかにするとともに、廃棄物の飛散流出防止対策を万全にすること。</p>	<p>実績のある 2 期神戸沖処分場における環境保全措置を基本とし、環境影響評価結果に基づいて具体的な措置を決定します。取り扱う廃棄物の現行の受入基準及び現行の管理体制を方法書参考資料に記載しています。</p>

第 6.2-1 表(2) 配慮書について述べられた兵庫県知事の意見及び事業者の見解

兵庫県知事の意見	事業者の見解
(3) 環境影響評価の実施にあたっては、広域から搬入される廃棄物を処分する事業特性を十分に考慮し、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響を受ける範囲や環境影響評価項目を選定するとともに、適切な調査・予測及び評価の実施並びに具体的な環境保全措置の検討を行うこと。	広域処分場である事業特性を十分に考慮し、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響を受ける範囲や環境影響評価項目を選定するとともに、適切な調査・予測及び評価の実施並びに具体的な環境保全措置の検討を行います。
(4) 環境影響評価の実施にあたり、隣接する既設の廃棄物最終処分場における埋立事業の状況を考慮し、影響が懸念される大気環境や水環境等の環境要素について、予測の前提条件を具体的に示すとともに、重複影響にも留意すること。	方法書段階以降の環境影響評価の実施に当たっては、影響が懸念される大気環境や水環境等の環境要素について、予測の前提条件を具体的に示します。また、隣接する既設の廃棄物最終処分場との重複影響にも留意します。
(5) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評価指針（平成10年兵庫県告示第28号）も踏まえ、調査等の方法を選定すること。	環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価指針（平成10年兵庫県告示第28号）も踏まえ、調査等の方法を選定します。
(6) 災害、事故による汚染物質の流出等により生活環境への悪影響が生じないよう災害対策等に配慮すること。	災害、事故による汚染物質の流出等により生活環境への悪影響が生じないよう災害対策等に配慮します。
2 個別的事項 (1) 大気環境 ア 広域から運搬される廃棄物を搬入施設まで陸上輸送し、船舶へ積み替えて運搬し、最終処分を行うことから、搬入施設への車両の運行、搬入施設からの船舶の運航及び積み替え作業において、大気質、騒音、振動、粉じん及び悪臭の影響を検討し、環境に影響を及ぼす場合は環境影響評価を行うこと。	搬入施設からの船舶の運航による大気質及び粉じんの影響について、必要な調査・予測・評価を行います。 なお、既存の搬入施設への廃棄物の輸送及び船舶への積み替え作業については、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象外ですが、広域臨海環境整備センター法に基づく基本計画を変更する際に、搬入施設に係る環境影響評価を実施することとしています。
イ 工事の実施にあたり、事業実施想定区域外に工事用資材の運搬等に用いる仮設工事用地などを設ける場合は、その用地における建設機械及び作業船の稼働や資材等の運搬に用いる車両の運行について、大気質、騒音及び振動の環境影響評価を行うこと。	工事の実施にあたり、対象事業実施区域外に工事用資材の運搬等に用いる仮設工事用地などを設ける場合は、その用地における建設機械及び作業船の稼働や資材等の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音及び振動への環境影響に配慮して、用地の選定を行います。
ウ 埋立・覆土用機械の稼働に伴う大気質及び騒音について、揚陸施設における機械の稼働も考慮するとともに、発生源対策に配慮した計画とすること。	埋立・覆土用機械の稼働に伴う大気質及び騒音について、揚陸施設における機械の稼働も考慮して、発生源対策に配慮した計画とします。

第 6.2-1 表(3) 配慮書について述べられた兵庫県知事の意見及び事業者の見解

兵庫県知事の意見	事業者の見解
(2) 水環境 ア 最終処分場の存在による水環境への影響について、潮流への影響が生じることから、事業実施想定区域周辺海域の最新の状況や計画を踏まえ、流向及び流速の変化による溶存酸素量を含めた周辺水質への影響を含め環境影響評価を行うこと。  イ 浸出液処理水の排出に伴う水質への影響について、既設の廃棄物最終処分場での実績や周辺海域の状況等を総合的に考慮した上で、有害物質等を含む排水の諸元について方法書へ記載し、環境影響評価を行うこと。 特に、栄養塩類については、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海環境保全基本計画及び瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画も踏まえ、排水の諸元及び環境影響評価方法の決定を行うこと。	護岸の形状は過去に環境影響評価を実施した上で取得された埋立免許を基本とすることから、最終処分場の存在による水環境への影響は評価しませんが、浸出液処理水の排出について、潮流の流向及び流速の変化による溶存酸素量を含めた周辺水質への影響の予測・評価を行います。  浸出液処理水の排出に伴う水質への影響について、既設の廃棄物最終処分場での実績や周辺海域の状況等を総合的に考慮した上で、有害物質等を含む排水の諸元について準備書に記載し、環境影響評価を行います。 栄養塩類については、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海環境保全基本計画及び瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画も踏まえて、排水の諸元及び環境影響評価方法を決定します。
(3) 動物・植物・生態系 ア 周辺海域に生息・生育する生物への影響について、貴重な生物種だけでなく、水産業において重要な魚種であるカタクチイワシ及びイカナゴ等の漁獲・採捕対象生物及びそれらの餌生物等の生息環境を含む生態系や育成環境への影響を含め、適切に環境影響評価を実施すること。  イ 隣接する廃棄物最終処分場等の事業により新たな海岸や陸地が造成されており、事業実施想定区域周辺の現在の状況に適応した動植物が生息・生育していることを踏まえ、外来生物にも着目した環境影響評価を実施すること。	周辺海域に生息・生育する生物への影響については、貴重な生物種はもとより漁獲・採捕対象生物及びそれらの餌生物等の生息環境を含む生態系や育成環境への影響にも着目して、適切に環境影響評価を実施します。  外来生物にも着目して環境影響評価を実施します。
(4) 温室効果ガス等 工事の実施や処分場の供用に伴う二酸化炭素の排出について、建設機械や排水処理施設の稼働等による二酸化炭素排出量及びその削減方策を方法書に記載すること。	工事の実施や処分場の供用における建設機械や排水処理施設の稼働等による二酸化炭素排出量及びその削減方策を準備書に記載します。

### 6.3 計画段階環境配慮書についての神戸市長の意見並びに事業者の見解

#### 6.3.1 計画段階環境配慮書について述べられた神戸市長の意見

「最終処分場アセス省令」第14条の規定に基づく、平成29年2月28日に神戸市長へ送付した配慮書についての神戸市長の意見は次のとおりである。

神環環自第39号

平成29年4月27日

大阪湾広域臨海環境整備センター

理事長 荒木 一聰 様

神戸市長 久元 喜造



「フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業 計画段階環境配慮書」  
についての意見書

平成29年2月28日付文書により、環境影響評価法（平成9年6月法律第81号。以下「法」という。）第3条の7第1項の規定に基づき意見を求められた「フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業 計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）について、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第36条第1項において準用する第8条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を述べる。

事業者においては、下記の意見内容を踏まえて、本事業の実施による環境への影響を可能な限り回避・低減するための措置を講じた上で、環境保全対策に万全を期されたい。

#### 記

##### 1 全般的事項

###### (1) 事業計画の検討

事業計画の決定にあたっては、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画等の最新の法令・計画を踏まえるとともに、周辺環境への総合的な影響についても考慮する必要がある。

また、その検討経過が分かるよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に詳細に記載する必要がある。

#### (2) 受入廃棄物

廃棄物の受入量や受入基準等、環境影響の予測・評価の前提となる廃棄物の情報に関して、2期神戸沖埋立処分場での受入実績を踏まえ、その詳細を方法書以降の図書に記載する必要がある。

#### (3) 環境影響評価の実施の方針

本事業の実施想定区域に隣接する2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価手続で得られた知見を活用し、2期及び3期神戸沖埋立処分場の複合的な影響を含め、大気環境、水環境、動物・植物・生態系等について、より精度の高い調査・予測・評価を実施する必要がある。

#### (4) 住民等への対応

本事業では廃棄物を取り扱うことから、住民等の関係者に対し、廃棄物の受入基準や環境保全対策の内容等に関して、丁寧に説明する必要がある。

#### (5) 災害時の対策

台風・地震・津波等の災害により、護岸等の損傷や、それらに起因する周辺環境への影響が生じないよう、災害時の対策についても万全を期する必要がある。

## 2 個別的事項

#### (1) 大気環境

工事の実施及び廃棄物最終処分場の供用に伴う、建設機械及び作業船の稼働や、資材等の運搬に用いる車両及び船舶の運行により、大気環境への影響が生じる可能性が考えられることから、必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

#### (2) 水環境

水環境に係る予測・評価にあたっては、2期神戸沖埋立処分場からの浸出液処理水の排出による影響や当該海域における潮流の特性も考慮して実施する必要がある。

また、事業特性上、浸出液処理水の排出による有害物質の影響が考えられることから、必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

#### (3) 動物・植物・生態系

事業実施想定区域の周辺では、すでに緩傾斜護岸等が整備され、その環境に適応した動植物が生息・生育していることから、引き続き、周辺海域における動植

物の生息・生育状況について必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

また、特定外来生物を含めた動植物のモニタリング体制の構築を検討する必要  
がある。

### 6.3.2 神戸市長の意見についての事業者の見解

配慮書についての神戸市長の意見及びこれに対する事業者の見解は、第 6.3-1 表に示すとおりである。

第 6.3-1 表(1) 配慮書について述べられた神戸市長の意見及び事業者の見解

神戸市長の意見	事業者の見解
1 全体的事項 (1) 事業計画の検討 事業計画の決定にあたっては、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画等の最新の法令・計画を踏まえるとともに、周辺環境への総合的な影響についても考慮する必要がある。 また、その検討経過が分かるよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に詳細に記載する必要がある。	最新の法令・計画を踏まえ、周辺環境への総合的な影響についても考慮して事業計画を決定します。 方法書においては、第7章に既存の環境影響評価との関係を記載するとともに、第2章に環境の保全の配慮に係る検討の経緯を記載しています。
(2) 受入廃棄物 廃棄物の受入量や受入基準等、環境影響の予測・評価の前提となる廃棄物の情報に関して、2期神戸沖埋立処分場での受入実績を踏まえ、その詳細を方法書以降の図書に記載する必要がある。	廃棄物の受入量や受入基準等、環境影響の予測・評価の前提となる廃棄物の情報を方法書参考資料に記載しています。
(3) 環境影響評価の実施の方針 本事業の実施想定区域に隣接する2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価手続で得られた知見を活用し、2期及び3期神戸沖埋立処分場の複合的な影響を含め、大気環境、水環境、動物・植物・生態系等について、より精度の高い調査・予測・評価を実施する必要がある。	方法書段階以降の環境影響評価においては、2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価手続で得られた知見を活用し、2期神戸沖埋立処分場との複合的な影響を含め、大気環境、水環境、動物・植物・生態系等について、より精度の高い調査・予測・評価を実施します。
(4) 住民等への対応 本事業では廃棄物を取り扱うことから、住民等の関係者に対し、廃棄物の受入基準や環境保全対策の内容等に関して、丁寧に説明する必要がある。	本事業の実施に当たっては、住民等の関係者の皆さんに、取り扱う廃棄物の性状、受入基準、検査方法、実施している環境保全措置、事後調査の結果等を丁寧に説明します。
(5) 災害時の対策 台風・地震・津波等の災害により、護岸等の損傷や、それらに起因する周辺環境への影響が生じないよう、災害時の対策についても万全を期する必要がある。	台風・地震・津波等の災害による護岸等の損傷に起因する周辺環境への影響が生じないよう、万全を期してまいります。

第 6.3-1 表 (2) 配慮書について述べられた神戸市長の意見及び事業者の見解

神戸市長の意見	事業者の見解
<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気環境</p> <p>工事の実施及び廃棄物最終処分場の供用に伴う、建設機械及び作業船の稼働や、資材等の運搬に用いる車両及び船舶の運行により、大気環境への影響が生じる可能性が考えられることから、必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。</p>	工事の実施及び廃棄物最終処分場の供用に伴う建設機械及び作業船の稼働や、資材等の運搬に用いる船舶の運航による大気環境への影響について、必要な調査・予測・評価を実施します。
<p>(2) 水環境</p> <p>水環境に係る予測・評価にあたっては、2期神戸沖埋立処分場からの浸出液処理水の排出による影響や当該海域における潮流の特性も考慮して実施する必要がある。</p> <p>また、事業特性上、浸出液処理水の排出による有害物質の影響が考えられることから、必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。</p>	2期神戸沖埋立処分場からの浸出液処理水の排出による影響や当該海域における潮流の特性も考慮して、排出水中の有害物質による影響も含めて水環境に係る調査・予測・評価を実施します。
<p>(3) 動物・植物・生態系</p> <p>事業実施想定区域の周辺では、すでに緩傾斜護岸等が整備され、その環境に適応した動植物が生息・生育していることから、引き続き、周辺海域における動植物の生息・生育状況について必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。</p> <p>また、特定外来生物を含めた動植物のモニタリング体制の構築を検討する必要がある。</p>	対象事業実施区域周辺海域における動植物の生息・生育状況について必要な調査・予測・評価を実施します。また、特定外来生物を含めた動植物のモニタリング方法を検討します。

## 6.4 計画段階環境配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第3条の4第1項の規定に基づき、平成29年2月28日に環境大臣に送付した配慮書についての公告・縦覧に関する事項並びに住民等から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 6.4.1 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧等

#### 1. 計画段階環境配慮書の公告・縦覧

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日の翌日から起算して30日間縦覧に供した。

##### (1) 公告の日

平成29年2月28日（火）

##### (2) 公告の方法

###### ① 日刊新聞紙による公告

平成29年2月28日（火）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・神戸新聞（朝刊25面）
- ・朝日新聞（朝刊27面 神戸・阪神版）
- ・毎日新聞（朝刊26面 神戸・阪神版）
- ・読売新聞（朝刊31面 神戸・阪神版）
- ・産経新聞（朝刊24面 神戸・阪神版）
- ・日本経済新聞（朝刊43面 大阪本社版）

###### ② ホームページへの掲載

上記の公告に加え、事業者（大阪湾センター）のホームページに、平成29年2月28日（火）より配慮書の公表、公告等の「お知らせ」を掲示した。

### (3) 縦覧場所

配慮書の縦覧場所は、第 6.4-1 表に示すとおりである。

また、事業者（大阪湾センター）のホームページにおいて電子縦覧を実施した。

第 6.4-1 表 配慮書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
神戸市環境局環境保全部自然環境共生課	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所3号館6階
神戸市東灘区役所	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号
兵庫県農政環境部環境管理局環境影響評価室	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階
大阪湾センター本社	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

### (4) 縦覧期間

配慮書の縦覧期間は、平成29年3月1日（水）から平成29年3月30日（木）までとした。

なお、土曜日、日曜日、祝日は除いた。また、縦覧時間は、9時から12時と13時から17時までの間とした。

### (5) 縦覧者数

各縦覧場所において、縦覧者名簿に記載した者の数は15名であった。

### (6) インターネットの利用

ウェブサイトへのアクセス件数（平成29年3月30日までの延べ件数）は、1,374件であった。

### (7) 説明会の開催

配慮書の内容について、第 6.4-2 表に示すとおり説明会を行った。

第 6.4-2 表 配慮書の説明会の開催

開催日時	開催場所	参加者人数（人）
平成29年3月4日（土） 10時から11時40分	神戸ファッショソ美術館 オルビスホール	13
平成29年3月10日（金） 18時30分から19時30分	神戸市勤労会館2階 多目的ホール	11

## **2. 配慮書についての意見の把握**

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受けた。

### **(1) 意見書の提出期限**

意見書の提出期限は、平成29年3月1日（水）から平成29年3月30日（木）までとした。

### **(2) 意見書の提出方法**

意見書の提出方法は、下記のとおりとした。

- ・事業者への郵送による書面の提出
- ・事業者への電子メールによる提出

### **(3) 意見書の提出状況**

提出された意見書の総数は3通、環境の保全の見地からの意見の総数は7件であった。

#### 6.4.2 一般の意見の概要についての事業者の見解

配慮書についての一般の意見の概要に対する事業者の見解は、第 6.4-3 表のとおりである。

第 6.4-3 表(1) 配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
① 覆土は「陸上残土等」によって行うとあるが、この場合の「陸上残土等」とは何か。瓦礫等を含む建設残土を含むのか。	覆土に用いる陸上残土は、木片、ごみ等の廃棄物が存在しないものであって、有害物質に係る当センターの判定基準を満足するものを使用します。方法書の参考資料に現行の受入基準を掲載しました。
② 3月4日の六甲アイランドにおける説明会では、これらの覆土の上にさらにきれいな土をかぶせるという説明がなされたが、それはどれくらいの量なのか。それらを明確にされたい。	廃棄物を埋め立てた後に、厚さ約 5 m の覆土等を行います。覆土に用いる陸上残土は、木片、ごみ等の廃棄物が存在しないものであって、有害物質に係る当センターの判定基準を満足するものを使用します。地表から 1 m 以浅には、良質な残土を使用することとしています。
③ p2-7 の図を見ると、3期事業においても、2期事業と同様に台船式の排水処理施設を設置するように見受けられるが、台船式処理施設には、①台船直下の部分が貧酸素化し硫化水素が発生しやすい、②台船のため沈殿槽の深さに制限がある、あるいは排水の状況に応じて処理施設の拡充等が困難であるといった欠点がある。3期事業の場合、2期事業の陸化した部分を活用するのが得策と考える。(特に、排出口位置を A 案とする場合は、2期事業区域に建設する方がよいと考える。)  同様に、揚陸施設についても、現在の2期事業の揚陸施設をそのまま活用する方がよいと考える。(p3-65 の表を見ると、当該地域では、冬期には、北あるいは西の季節風が卓越しており、3期事業西側に揚陸施設を建設した場合、冬期には風により、揚陸時の廃棄物の飛散、作業効率の低下などが予想される。)	ご意見を踏まえて、排水処理施設及び揚陸施設の具体的な仕様等を検討します。

第 6.4-3 表(2) 配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>④ 3期事業西側の護岸については、直立護岸で計画されているが、これは将来の土地利用で岸壁・港湾関連用地として利用することを念頭に置いたものと考える。しかしながら、現在も港湾利用の目途はたっていないと考える。当該西側の護岸は、波浪の影響を強く受ける地点である。波圧など波浪に対して、安全性の観点から直立護岸と傾斜護岸（緩傾斜護岸を含む）のどちらが有利か検討いただき、直立護岸が明らかに有利でなければ、環境保全性の観点から（緩）傾斜護岸への変更を検討願いたい。なお、六甲アイランド南の当初の埋立計画では、埋立に併せて、防波堤を建設し、波浪の影響を弱める計画であったが、現在もまだ建設されていない状況である。</p>	<p>本事業は、第8章に記載のとおり既存の埋立計画の埋立用材を変更する事業であり、将来の土地利用計画の下に取得された埋立免許における護岸構造を基本とします。西側の直立護岸は、平成9年に神戸市が埋立免許を取得した際に安全性を確認しています。</p>
<p>⑤ p 3-107 の表を見ると、事業地東側水域の六甲アイランド南沖合(3)の DO の最小値は 2.2mg/L で、極めて厳しい環境にある。今後、第1工区の浚渫土砂埋立場所での事業が進み、東西間の海水の流動がなくなれば、より深刻になると考えられる。(p 4-27 に示すように、第7防波堤東端に、海域の動物の重要な種の確認位置があり、生物への影響も考えられる。) このため、第1工区と2期事業・3期事業の間に水路（あるいは人工ラグーン）を設け、東西水域を連結させることを検討いただきたい。p 5-1 に専門家からの助言により DO を予測項目とするとしているが、予測の際には、東西の水路等を設けた場合と設けない場合を比較検討し、効果があると評価できる場合は、設置について関係者間で協議いただきたい。</p>	<p>ご指摘の「六甲アイランド南建設事業」の第1工区と第2工区の間は接しており、それぞれ土地利用の計画があることから、水路を設置することはできません。</p>
<p>⑥ 嫌悪施設とならないよう、全面完成までの期間も暫定利用すべきである。 例. 発電施設…ソーラー、風力 etc 果樹園、花園</p>	<p>上部利用について関係者間で協議します。</p>
<p>⑦ 排水口をもっと海側に伸ばすようお願いします。</p>	<p>排水口を沖合に伸ばすことは困難ですが、環境負荷や経済性を考慮しつつ、水環境にとってよりよい排出方法を検討します。</p>

